

令和8年度和束町立和束保育園 (わづかこども園)利用案内

保育所等とは・・・

本案内に記載のある「保育所等」とは、
保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定子どものみ)を指します。

保育所等は児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳児を、教育・保育することを目的とした施設です。

幼児教育の場として利用させるためや集団生活に慣れさせるため、ということでは入所の対象とはなりません。したがって、どのご家庭の子どもも無条件に入所できるものではありません。

保育所等の入所を希望される場合、必ず、本案内をよく読んでからお申込みください。

○ **保育所等の入所の要件** —保育を必要とする事由—

保育所等へ入所できる児童は、和束町内に居住し住民登録をされており、その児童の保護者等が次の①から⑨の事情に該当する場合は、

① 日常の家事以外の仕事をしている。【就労】

- ・常勤のほか、パートタイム等、自営業、農業に従事していることなど含む。
- ・月48時間以上勤務(注意)1日4時間以上で週3日以上就労が目安。

② 病気やけが、心身に障害がある。【病気・障害】

- ・入院・通院の場合、医師の診断書に記載された期間。
- ・身体障害者手帳等の交付を受けている方。

③ 保護者が出産前後の場合【妊娠・出産】

- ・産前2ヶ月前の月の初日から、出産後2ヶ月を経過した月の末日まで。
(但し、母親の健康状態がすぐれない場合はこの限りではない)

④ 同居の親族(長期入院中の親族を含む)の介護・看護【介護・看護】

- ・看護の場合は医師の診断書に記載された期間。
(介護の場合は介護保険証の写しが必要)

⑤ 震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている【災害復旧】

- ・震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合、
その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動中の方【求職活動】

- ・申請日から3ヶ月間まで。

⑦ 学校、職業訓練校等に在学している。【就学中・職業訓練中】

⑧ 虐待やDVのおそれがある。

⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて、継続利用が必要である。

- ・生まれたお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで。(新規入所はできない。)

○ 認定について

保育施設の利用には、保育認定の申請が必要です。

保育必要量の認定は、保護者自らが【保育標準時間認定】か【保育短時間認定】のいずれかを希望することができますが、決定時には証明書・申立書等の客観的な資料に基づいて判断されます。

「認定」は保護者の申請により、町が次の区分で認定します。

1号認定	満3歳以上で、認定こども園教育標準時間を希望する場合	
2号認定	満3歳以上	こども園での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満	

※2号・3号認定は、いずれも「保育の必要性の認定基準」に該当していなければなりません。

※就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

∴保育標準時間認定(2号・3号認定)

7:30~8:30	8:30~16:30	16:30~18:30	18:30~19:00
延長保育 (要 申請)	基本的な保育時間	延長保育 (要 申請)	時間外保育

∴保育短時間認定(2号・3号認定)

8:30~16:30	16:30~19:00
基本的な保育時間	時間外保育

∴教育標準時間認定(1号認定)

8:30~13:30	13:30~19:00
教育時間	時間外保育

※ 保育短時間を受けた方でも、申請時点と状況（保育が必要な理由、勤務時間等）が変わったことにより、認定を受けた時間帯（基本的な保育時間）以外に保育が必要となった場合は、認定替えと延長保育の申請をされると【延長保育】の利用が可能となります。

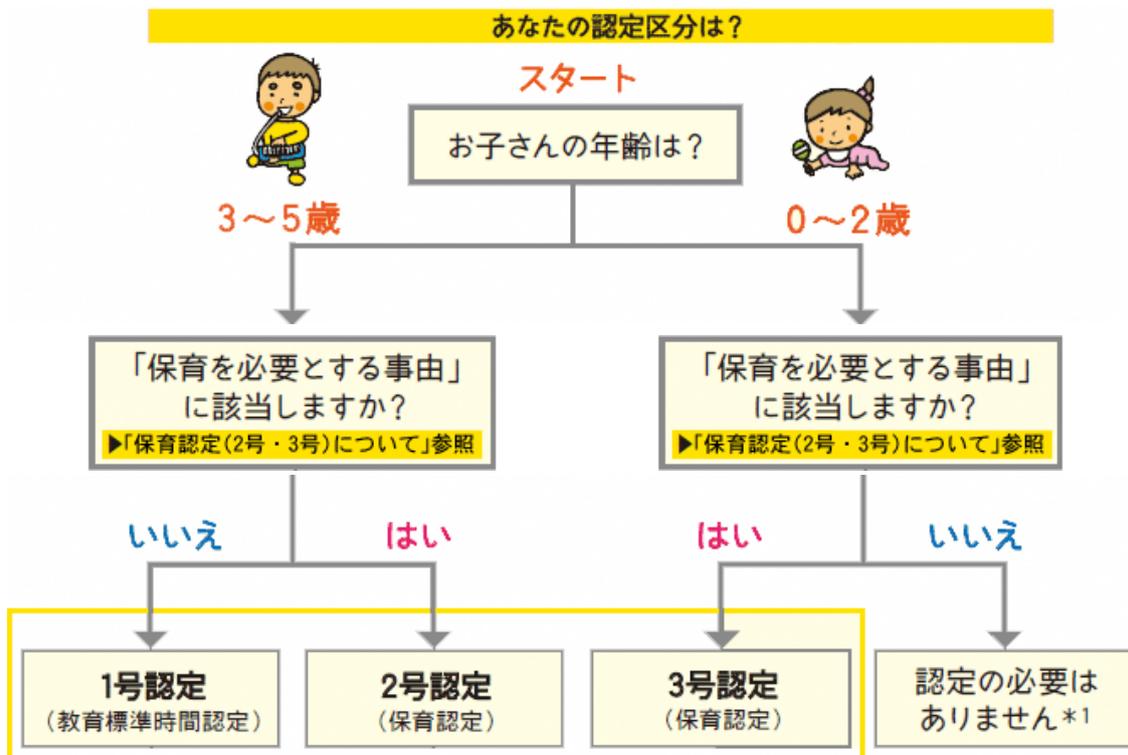
○ 保育認定(2号・3号)の事由に基づく認定区分

保育認定の事由に基づいて、下記のとりの認定区分(保育標準時間・保育短時間)をします。

事由	保育標準時間	保育短時間
①就労⑦就学	就労・就学時間による	
②病気・障害	申請内容による	
③妊娠・出産	○	—
④介護・看護	申請内容による	

事由	保育標準時間	保育短時間
⑤災害復旧	○	—
⑥求職活動	—	○
⑧虐待 DV	○	—
⑨育児休業	—	○

～ 認定区分の参考～



※1 必要に応じて、一時預かり・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)などの支援が利用できます。

○ 入所申込み手続き

『施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書』と、保育を必要とする事由に応じた必要書類を提出し、保育の必要性の認定を受けて下さい。

※ 必要な書類と添付書類については、次のページをご確認ください。

認定こども園の教育標準時間認定(1号認定)を希望する場合は、園で受付を行いますので、詳しくは園にお尋ねください。

保育を必要とする事由及び必要な証明書

保育所は、保護者等が仕事などにより家庭で十分保育ができない場合に、ご利用いただけます。

保育を必要とする事由	必要な証明書と添付書類	証明してもらったところ
① ① 日常の家事以外の仕事をしている。 ・ 常勤・パート・アルバイト等 ・ 自営業 ・ 農業	・ 就労状況証明書（常勤・自営業・農業・パート・アルバイトの場合）	勤務先・事業所
② 病气やけが、心身に障害がある場合	・ 診断書（病气やけがの場合） ・ 身障手帳の写し等（心身に障害がある場合）	医療機関
③ 保護者が出産前後の場合 （出産予定日の2か月前から2か月後まで）	・ 母子手帳の写し（出産予定日がわかる箇所） ・ 診断書等	医療機関
④ 同居の親族（長期入院中の親族を含む） の介護・看護	① 介護・看護従事状況証明書 ② ・ 介護を受ける親族の身障手帳や介護保険証の写し（介護の場合） ・ 看護を受ける親族の診断書（看護の場合）	民生児童委員 医療機関
⑤ 震災、風水害、火災等の災害復旧にあたってい る場合	・ 罹災証明書等	火災→消防署 自然災害等→役場
⑥ 求職活動中の方 （申請日から3か月間）	① 求職活動状況申立書 ② 求職活動していることがわかるもの（2回目以降必須） （ハローワーク登録証写しや、直近1月以内の不採用通知・面接日通知等）	
⑦ 学校、職業訓練校等に在学している	① 在学証明書 ② カリキュラム等	所属する学校等
⑧ 虐待やDVのおそれがある方	① 申立書 ② 公的機関から発行された証明等	相談所・センター等
⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用してい る子がいて、継続利用が必要である方 （新規入所はできません）	・ 育児休業取得がわかる書類等	勤務先等
⑩ その他（上記に類する状態として町長が認め る場合）	・ 状況が確認できる書類・申立書 等	各種証明機関等

○ 保育料段階について

▽保育料段階決定の基準

保育料段階は、父母（または同居の祖父母等、児童を税法上の扶養控除の対象としている等の生計の中心と見なされる方）の町民税所得割課税額の合計及び認定区分により決定します。

▽保育料段階の切替時期

毎年度、4月から8月の保育料段階は前年度の町民税所得割課税額、9月から翌3月の保育料段階は当該年度の町民税所得割課税額により決定します。

前年度の市町村民税が和束町以外で課税されている方は、父母ともに課税証明書が必要です。

- ∴ 4月から8月分の保育料段階（4月決定）
 - ↳ 令和5年度町民税所得割課税額により決定
- ∴ 9月から翌3月分の保育料段階（9月決定）
 - ↳ 令和6年度町民税所得割課税額により決定

▽保育料の無償化について

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスに通われるお子さんは保育料段階にかかわらず、保育料が無償化されます。

また、令和4年4月より、町独自の制度として、国の無償化の対象外である0歳児クラスから2歳児クラスのお子さんについても、保育料段階にかかわらず、保育料を無償化しております。

無償化であっても保育料段階の算定が必要ですので、和束町以外で市町村民税が課税されている方は父母ともに課税証明書が必要です。

▽時間外保育料について

認定区分により利用できる時間帯以外に保育を利用した場合、時間外保育料の納付が必要です。

時間外保育料は1人1回につき100円です。

1ヶ月分集計した上で、翌月初旬に納付書により請求いたします。

○ 認定こども園について

保育所型認定こども園とは

認可保育所が保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れる機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす類型の児童福祉施設です。また、保護者の就労状況などが変化した場合（退職など）でも、空きがある場合には同じ施設に継続して通園できることが特徴の一つです。

認定こども園の申込み

認定こども園(2号認定・3号認定)の入園手続きについては、保育所(園)の入所申込みと同じです。必要書類を添付し、申込み期日までに保健福祉課に提出してください。

認定こども園(1号認定)の入園手続きについては、直接和東保育園(こども園)へお問い合わせください。

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された制度です。

この制度は、保護者の就労要件を問わず、月10時間までの利用可能枠の中で柔軟に保育施設等を利用できるものです。

令和8年4月から和東町立和東保育園(わづかこども園)で実施します。

対象者となる児童について

以下すべてを満たす子どもが対象となります。

- 生後6ヶ月から満3歳未満の児童であること(満3歳の誕生日の前々日まで)
- 保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していないこと
- 和東町内に居住していること

利用可能時間について

こども一人あたり月10時間を上限に利用可能です。

実施日及び実施時間について

実施日及び実施時間については以下のとおりです。

実施日	月曜日から金曜日 (祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く)
実施時間	午前8時30分から午後4時30分 (午前8時30分から1時間ごとの利用区分を設ける)

利用料について

午前8時30分から1時間ごとに利用区分を設けています。

利用料は1時間につき300円です。

1ヶ月分集計した上で、翌月初旬に納付書により請求いたします。

利用料の減免について

利用料の減免については、以下のとおりです。

区分	提出書類等	減免額
①生活保護世帯	生活保護受給証明書の提出が必要です。	300円
②市町村民税非課税世帯	・4月から8月までは前年度、9月以降は当年度の課税額(父母の合計額)により決定します。 ・前年1月2日以降に転入した方については前年度の、当年1月2日以降に転入した方については前年度と当年度の税額を証明するもの(課税所得証明書、納税通知書、特別徴収税額決定通知書)が必要です。	240円
③市町村民税所得割額が77,101円(税額控除前の金額)未満の世帯	・父母の収入が著しく少ない場合は、同世帯の祖父母の課税額も含めて判断する場合があります。	210円
④町が必要と認めた世帯		

利用の流れについて

①利用登録(乳児等通園支援事業利用申請)

誰でも通園制度を利用するには、乳児等通園支援事業利用認定の申請が必要です。

実施園と調整を行った上、利用の可否を決定します。

②乳児等通園支援事業利用認定通知書の交付

町で申請内容を確認し、認定要件を満たしていることが確認できた場合、乳児等通園支援事業利用認定通知書を交付します。

③初回面談の申込み

利用認定証の交付後、実施園より必要に応じて子どもの生活・食事・アレルギー等の状況について面談を行います。

④利用予約

園の指定する方法により直接予約を行ってください。

⑤当日の利用

キャンセルについて

利用の予約をした後に、利用者の都合でキャンセルを申し出る際は、以下の取り決め(キャンセルポリシー)のとおり取り扱います。

- ① 園に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- ② 利用日の変更・キャンセルについては、基本的に利用日前日までに、予約した園へ直接連絡してください。
- ③ 当日のお子さまの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、速やかに予約した園にご連絡下さい。
- ④ 当日キャンセルについては、利用料のお支払いは必要ありませんが、予約時間分の利用があったものとし、利用可能時間に反映されます。
- ⑤ 無断でのキャンセルは園や他利用者への迷惑となりますのでお止めください。
- ⑥ 無断でのキャンセルについても、当日キャンセルがあったものとみなします。
- ⑦ 無断キャンセルが続く場合は、当制度の利用のお断りや、利用登録の取り消しをする場合があります。

キャンセルの連絡日	利用前日まで	利用当日
利用料のお支払い	なし	なし
利用時間のカウント	なし	利用されたものとみなす
おやつ・給食代	園の判断による	